

「LEC 山下のヤマカケ『試験ここが狙われる』」(RL13199)から
第45回社労士試験【選択式】労基法・安衛法 空欄Dが**論点的中**しました!!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13199 p.4

<■労働安全衛生法ヤマハリ3箇所>

1. 健康診断

…<前略>…

- ・事業者は、一般健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知⇒罰則ある。
- ・**定期健康診断**結果報告書(50人)遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出。
- ・事業者は、健康診断個人票を5年間保存しなければならない。

…<後略>…

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 労働基準法及び労働安全衛生法
【空欄D】

- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断に関し、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、を行なったときは、遅滞なく、所定の様式による結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

解答 → ①労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。